

<緊急声明>

国会上程された「教育機会確保法案」は一旦「廃案」の上で、一から再検討を

2016年5月13日 公教育計画学会理事会

2016年5月10日、衆議院に丹羽秀樹議員ほか9名の議員から、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律案」（以後「教育機会確保法案」）が上程された。また、この法案の上程に際しては自民党・公明党・おおさか維新の会・民進党が了承し、社民党・共産党が「十分な理解が得られていない」「もう少し時間をかけて検討する必要がある」等の理由により反対の立場をとった。

5月13日現在、「教育機会確保法案」は今期末（6月1日）までに可決・成立することを目指して、衆参両院での検討を待つ状態である。このため、同法案に対する衆参両院での委員会及び本会議での実質的な審議時間は、残り会期との関係で、きわめてわずかなものになることが見込まれる。さらに今後、衆参両院での強引な議事運営により、そのわずかな委員会審議等すら行われないうちに可決・成立してしまう危険性も生じてきた。

さて、本学会理事会としてはすでに、2016年4月1日付け声明『義務教育における普通教育に相当する教育機会の確保等に関する法律案』一旦、白紙撤回し、再検討を」において、この「教育機会確保法案」の問題点等を指摘してきたところである。

また、「教育機会確保法案」の上程に際しては、新聞報道などでも伝えられているとおり、不登校の子ども支援の関係者などからもさまざまな疑問、批判等が投げかけられている。さらに、東京都の多摩市議会が2016年3月30日付けで、同法案に対する慎重審議を求める意見書を可決している。

このように関係者から法案への疑問、批判や問題点の指摘、慎重審議を求める意見が次々と出されているにもかかわらず、「教育機会確保法案」は十分な審議時間も確保されなく、各党の賛成により可決・成立する恐れが強まっている。

したがって、本学会理事会としては、このままでは日本国憲法や子どもの権利条約等の国際条約に定める教育に関する諸権利が、国会の議事運営次第によって著しく損なわれる恐れがあると考え、緊急声明を出すこととした。

本学会理事会としてはあらためて、同年4月1日付けの声明文の趣旨にのっとり、この「教育機会確保法案」は一旦、白紙撤回し、再検討を求める。また、同法案について国会では一旦、廃案にさせていただきたい。せめて「廃案」がむずかしければ、当面「継続審議」にしたうえで、同法案への疑問や批判等の意見もふまえた議事運営をしていただきたい。

以上のとおり、本学会理事会の緊急声明として要望するものである。

以上